

第32回 定時株主総会招集ご通知



日時
2022年12月21日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻：午前9時）



場所
東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー27階
当社カンファレンスルーム
開催場所が例年と異なりますので、ご注意ください。



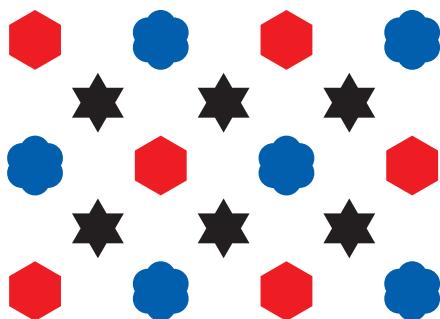
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 会計監査人選任の件
第5号議案 取締役等に対する株式報酬制度
の内容改定の件

目次	
第32回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
事業報告	32
連結計算書類	55
計算書類	59
監査報告書	62

株主総会当日にご出席願えない場合

同封の議決権行使書用紙のご返送又はインターネット等により
議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株式会社セプテーニ・ホールディングス
証券コード：4293



SEPTENI

新型コロナウイルス感染症拡大防止及び皆さまの安全・安心の観点から、極力事前の議決権行使をいただき、当日の来場はお控えいただくようお願い申し上げます。当社株主総会における感染防止策等の詳細は、当社ウェブサイトをご確認ください。

当社ウェブサイト：

<https://www.septeni-holdings.co.jp>

トップメッセージ

株主の皆さまには平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。第32回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

2022年9月期は、企業におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）の需要増を捉えたことによるオーガニック成長と、電通グループとの資本業務提携の深化による協業の推進・新規連結効果を背景としたデジタルマーケティング事業の高成長に加え、メディアプラットフォーム事業の増収・赤字幅縮小により、連結業績における収益、Non-GAAP営業利益、親会社の所有者に帰属する当期利益のすべての指標において、創業来最高の実績を更新することができました。

また、これらの業績を踏まえ1株当たり配当金は4.6円とさせていただきます、増配となりました。

当社グループは、「ひとりひとりのアントレプレナーシップで世界を元気に」というミッションのもと、企業価値、株主価値の向上に取り組んでまいります。株主の皆さまにおかれましては、今後も引き続き、ご理解とご支援のほどよろしくお願い申し上げます。 2022年11月

代表取締役
グループ社長執行役員

佐藤光紀



株主の皆さまへ

2022年12月1日
東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
株式会社セプテーニ・ホールディングス
代表取締役
グループ社長執行役員 佐藤光紀

第32回定時株主総会招集ご通知

日 時 2022年12月21日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻：午前9時）

場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー27階
当社カンファレンスルーム
（裏表紙に記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）
※開催場所が例年と異なりますので、ご注意ください。

株主総会の 目的事項

報告事項

- 第32期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第32期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件
- 第5号議案 取締役等に対する株式報酬制度の内容改定の件

以 上

■ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のためこの招集ご通知をご持参ください。

- 本招集ご通知に際して提供すべき
- ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表

これらは法令及び当社定款第19条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、監査役又は会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表を含みます。

また、事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、同ウェブサイトにおいて修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.septeni-holdings.co.jp>

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの重要な権利です。後記の株主総会参考書類（6ページから31ページ）をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、議決権の行使には下記の3つの方法がございます。



株主総会へのご出席による議決権行使

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面（委任状）を同封の株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は当社定款に基づき、議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。

株主総会開催日時：2022年12月21日（水曜日）午前10時



書面の郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使期限：2022年12月20日（火曜日）午後6時到着分



インターネット等による議決権行使

パソコン又はスマートフォンから、下記の議決権行使ウェブサイトアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp> 詳細は4ページをご覧ください

議決権行使期限：2022年12月20日（火曜日）午後6時受付分

- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※ 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

機関投資家の皆さまへ

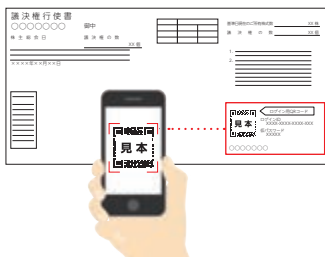
株主総会における議決権行使方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

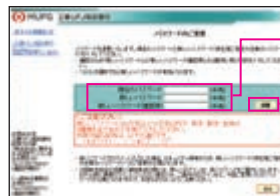
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00(土日祝日除く))

ハイブリッド参加型バーチャル総会のご案内

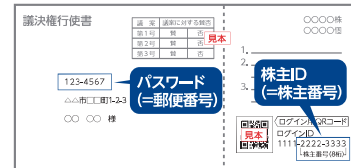
1 下記Webサイトにアクセスしてください。

配信日時	2022年12月21日（水曜日）午前9時30分より（株主総会は10時より開始いたします）
配信URL	https://4293.ksoukai.jp

2 株主ID及びパスワードをご入力ください。

株主ID	お手元の議決権行使書用紙に記載されている 株主番号
パスワード	株主様のご登録住所の 郵便番号 （9月末時点）

議決権行使書を投函される場合は、その前に必ずお手元に「株主番号」をお控えください。



本バーチャル株主総会とは

- 会場に出席されない株主様がIDとパスワードによる株主確認を経て、「株主専用ウェブサイト」で配信されるライブ中継動画を視聴するものであります。
- 本バーチャル株主総会で参加される株主様は、**会社法で定める出席には当たりません。**したがって、当日は議決権を行使できませんので2022年12月20日（火曜日）午後6時までに書面又はインターネットにより議決権を行使してください。
- ライブ中継動画を視聴しながらコメントを送信することができます。
- コメントはお一人様1回限りとし、文字数は66字以内とさせていただきます。
- コメントは、日本語に限定させていただきます。

事前質問の受付についてのご案内

- 本バーチャル株主総会においては、議決権行使や会社法上の質問はできませんが、上記ウェブサイトより事前質問を受け付けております。
- 受付期間は2022年12月1日（木曜日）から2022年12月19日（月曜日）午後3時までとなります。
- ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ご質問は、お一人様3回限りとし、文字数は300字以内とさせていただきます。
- ご質問は、日本語に限定させていただきます。
- 株主の皆さまのご関心が特に高い事項については、株主総会当日に回答をさせていただく予定ですが、すべての質問への回答をお約束するものではございませんので、あらかじめご了承ください。

その他

- システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、また一時中断などが発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 本バーチャル株主総会参加に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。
- 通信環境やシステム障害等により株主様が受けた被害については、当社は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
- 本バーチャル株主総会に参加いただけるのは、当社株主名簿（2022年9月30日現在）に記載された株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご参加はご遠慮ください。
- 本バーチャル株主総会につきましては、万全を期しておりますが通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により参加できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、あらかじめご承知おきください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、2021年10月28日に公表した株式会社電通グループ（以下「(株)電通グループ」といいます。）との資本業務提携の深化に伴い、2022年1月4日付で(株)電通グループの連結子会社となりました。当社の事業年度は毎年10月1日から翌年9月30日としておりますが、当社の親会社である(株)電通グループの決算期と統一することにより、経営情報の適時・的確な開示による経営の透明性の向上を図り、また、経営計画の策定や業績管理等、経営及び事業運営の効率化を推進することを目的として、これを毎年1月1日から同年12月31日に変更するため、所要の変更を行うものであります（変更案第13条、第14条、第47条及び第49条）。また、経過措置として新たに所要の附則を設けるものであります。
- (2) 事業内容の多様化に対応するため、事業目的を追加するものであります（変更案第2条）。
- (3) 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行されたことに伴い、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催を可能とすることで、株主総会の開催方式の選択肢を拡充し、株主の皆さまの利益に資するものと考え、所要の変更を行うものであります（変更案第13条）。なお、当該定款変更の効力発生は、株主総会の決議に加え、株主の利益に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたしますので、効力発生日に関する附則を設けるものであります。
- (4) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入のため、所要の変更を行うものであります（変更案第19条）。これにより株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため削除いたします（現行定款第19条）。また、当該変更に伴い、変更前定款の規定の効力等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、現行定款中変更のない条文の記載は省略してあります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社等及びこれに相当する事業を営む外国会社等の株式又は持分を所有することにより当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>1. ～12. (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>13. ～15. (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>16. ～18. (条文省略)</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎年<u>12</u>月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。 (新設)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>9</u>月<u>30</u>日とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社等及びこれに相当する事業を営む外国会社等の株式又は持分を所有することにより当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>1. ～12. (現行どおり)</p> <p>13. <u>採用、雇用、人事及び教育に関する事業</u></p> <p>14. <u>職業適性能力の診断及び能力開発に関する事業</u></p> <p>15. ～17. (現行どおり)</p> <p>18. <u>暗号資産その他電磁的価値情報に関する業務</u></p> <p>19. <u>ブロックチェーン技術等を利用した業務</u></p> <p>20. ～22. (現行どおり)</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎年<u>3</u>月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。</p> <p>② <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12</u>月<u>31</u>日とする。</p>

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第47条 当社の事業年度は、毎年<u>10月1日</u>から<u>翌年9月30日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第49条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>を基準日とする。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第47条 当社の事業年度は、毎年<u>1月1日</u>から<u>同年12月31日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第49条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>12月31日</u>を基準日とする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>[株主総会の招集に関する経過措置]</u></p> <p>第1条 第13条(招集)第2項の新設は、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生じる。本附則第1条は、効力発生日後にこれを削除する。</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>[電子提供措置等に関する経過措置]</u></p> <p>第2条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p>
(新 設)	<p>第3条 本附則第2条及び第3条は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
(新 設)	<p><u>[事業年度に関する経過措置]</u></p> <p>第4条 第47条（事業年度）の規定にかかわらず、当会社の第33期事業年度は、2022年10月1日から2023年12月31日までとする。本附則第4条は、2023年12月31日経過後にこれを削除する。</p>
(新 設)	<p>第5条 第13条（招集）第1項の規定の変更は、2023年4月1日からその効力を生じる。本附則第5条は、効力発生日後にこれを削除する。</p>
(新 設)	<p>第6条 第14条（定時株主総会の基準日）及び第49条（剰余金の配当の基準日）第1項の規定の変更は、2023年1月1日からその効力を生じる。本附則第6条は、効力発生日後にこれを削除する。</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p>第7条 <u>第24条（任期）の規定にかかわらず、第32期事業年度に関する定時株主総会において選任された取締役の任期は、2023年12月31日に終了する第33期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。本附則第7条は、第33期事業年度に関する定時株主総会の終結時にこれを削除する。</u></p>
(新 設)	<p>第8条 <u>第45条（任期）第1項の規定にかかわらず、第32期事業年度に関する定時株主総会において選任された会計監査人の任期は、2023年12月31日に終了する第33期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。本附則第8条は、第33期事業年度に関する定時株主総会の終結時にこれを削除する。</u></p>
(新 設)	<p>第9条 <u>第48条（剰余金の配当等の決定機関）の規定は、第32期事業年度に関する定時株主総会の終結時から2023年12月31日に終了する第33期事業年度に関する定時株主総会の終結時までの間は適用しないものとする。本附則第9条は、第33期事業年度に関する定時株主総会の終結時にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（7名）は任期満了となります。

つきましては、社外取締役5名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

当社は、コーポレートガバナンスをより高いレベルで確立し、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、業務執行の意思決定と執行を可能な限りグループ執行役員へ委譲し、取締役会は、グループ執行役員の業務執行を監督することに徹しております。

引き続き、社外取締役が過半数を占める取締役会として、経営の監督機能強化を進めてまいります。

また、当社は、高度な倫理観と責任を有し、当社経営上の意思決定に必要な広範な知識・経験と人格を備えていること、あるいは経営の監督機能強化に必要な実績と見識を有することなどに基づき取締役候補者を選定することとしております。

取締役候補者の選定にあたっては、上記方針に基づきグループ社長執行役員が候補者案を作成し、社外取締役とグループ社長執行役員のみにより構成される指名諮問委員会での審議を経て、取締役会において決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者名	重要な兼職の状況	取締役会 出席回数	
1	さとう こうき 佐藤 光紀 代表取締役 グループ社長執行役員	再任	(株)FOOD & LIFE COMPANIES 社外取締役	14 / 14
2	おかじま えつこ 岡島 悦子 社外取締役	再任 社外 独立	(株)プロノバ代表取締役社長 (株)丸井グループ社外取締役 ランサーズ(株)社外取締役 (株)ヤプリ社外取締役 (株)マネーフォワード社外取締役 (株)ユーグレナ取締役CHRO	14 / 14
3	あさくら ゆうすけ 朝倉 祐介 社外取締役	再任 社外 独立	シニフィアン(株)代表取締役	14 / 14
4	いしかわ よしき 石川 善樹 社外取締役	再任 社外 独立	(株)キャンサースキャン取締役 (株)Campus for H 取締役 (株)ガイアックス社外取締役	14 / 14
5	いりやま あきえ 入山 章栄 社外取締役	再任 社外 独立	早稲田大学ビジネススクール教授 ロート製薬(株)社外取締役 三桜工業(株)社外取締役	14 / 14
6	たかおか みお 高岡 美緒 社外取締役	再任 社外 独立	DNX Ventures パートナー HENNGE(株)社外取締役 (株)電通国際情報サービス社外取締役 (株)カヤック社外取締役 (監査等委員)	14 / 14
7	やまぐち しゅうじ 山口 修治 取締役	再任	(株)電通グループ 電通ジャパンネット ワーク執行役員 (株)電通執行役員	9 / 9

1

 さとう こうき
佐藤 光紀

(1975年3月11日生)

再任

 取締役在任期間 21年5カ月
 取締役会出席 14回/14回
 所有する当社普通株式の数 372,300株

略歴、地位及び担当

1997年 4月 当社入社
 2001年 7月 当社取締役インターネット事業本部長
 2003年10月 当社CMO常務取締役
 2004年12月 当社COO専務取締役
 2007年10月 当社専務取締役
 2009年12月 当社代表取締役（現任）社長
 2017年 1月 グループ社長執行役員（現任）
 2019年 1月 ㈱電通執行役員
 2020年12月 ㈱スシローグローバルホールディングス（現㈱FOOD & LIFE COMPANIES）社外取締役（現任）

取締役候補選任理由

佐藤光紀氏は、入社以来、現在の当社グループ事業の大きな柱となる新分野を立上げ、陣頭指揮を執ってまいりました。また、長年にわたりグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値向上に資する様々な経営課題に対し着実に取り組んでおり、今後も強いリーダーシップが期待できることから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

重要な兼職の状況

㈱FOOD & LIFE COMPANIES社外取締役

2

おかじま
岡島えつこ
悦子

(1966年5月16日生)

再任

社外

独立

社外取締役在任期間

7年

取締役会出席

14回/14回

所有する当社普通株式の数

一株



略歴、地位及び担当

1989年 4月 三菱商事(株)入社
 2001年 1月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社
 2002年 3月 (株)グロービス・マネジメント・バンク入社
 2005年 7月 (株)グロービス・マネジメント・バンク代表取締役社長
 2007年 6月 (株)プロノバ代表取締役社長 (現任)
 2014年 6月 アステラス製薬(株)社外取締役
 2014年 6月 (株)丸井グループ社外取締役 (現任)
 2015年11月 ランサーズ(株)社外取締役 (現任)
 2015年12月 当社社外取締役 (現任)
 2016年 3月 (株)リンクアンドモチベーション社外取締役
 2018年 7月 (株)ヤプリ社外取締役 (現任)
 2018年12月 (株)ユーグレナ社外取締役
 2019年 2月 (株)マネーフォワード社外取締役 (現任)
 2020年12月 (株)ユーグレナ取締役CHRO (現任)

社外取締役候補選任理由及び期待される役割の概要

岡島悦子氏は、会社経営の豊富な経験・知識と幅広い見識を有しており、独立した客観的な立場で、当社グループの経営全般に関し有用な助言を積極的に行ったことから、当社の経営に対する社外取締役としての監督と助言をいただくうえで適任であると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。

重要な兼職の状況

(株)プロノバ代表取締役社長
 (株)丸井グループ社外取締役
 ランサーズ(株)社外取締役
 (株)ヤプリ社外取締役
 (株)マネーフォワード社外取締役
 (株)ユーグレナ取締役CHRO

3

 あさくら
朝倉 祐介

(1982年7月23日生)

再任
社外
独立

 社外取締役在任期間
 取締役会出席
 所有する当社普通株式の数

 5年
 14回/14回
 -株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

ご参考情報



略歴、地位及び担当

2007年 4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社
 2010年 8月 (株)ネイキッドテクノロジー入社
 2010年10月 (株)ネイキッドテクノロジー代表取締役社長兼CEO
 2011年10月 (株)ミクシィ入社
 2013年 6月 (株)ミクシィ代表取締役社長兼CEO
 2014年11月 スタンフォード大学客員研究員
 2015年 5月 ラクスル(株)社外取締役
 2016年 3月 (株)Loco Partners 社外取締役
 2017年 3月 政策研究大学院大学客員研究員
 2017年 7月 シニフィアン(株)代表取締役 (現任)
 2017年12月 当社社外取締役 (現任)

社外取締役候補選任理由及び期待される役割の概要

朝倉祐介氏は、上場インターネット企業における経営者や研究員、投資家としての専門的かつ豊富な経験・実績と幅広い見識を有しており、当社グループの経営全般に関し有用な助言を積極的に行ったことから、当社の経営に対する社外取締役としての監督と助言をいただくうえで適任であると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。

重要な兼職の状況

シニフィアン(株)代表取締役

4

いしかわ よしき
石川 善樹

(1981年2月27日生)

再任

社外

独立

社外取締役在任期間

3年

取締役会出席

14回/14回

所有する当社普通株式の数

一株



略歴、地位及び担当

2008年11月 ㈱キャンサースキャン取締役（現任）
 2014年 9月 ㈱Campus for H 取締役（現任）
 2019年 2月 Sansan㈱社外取締役（監査等委員）
 2019年 3月 ㈱ガイアックス社外取締役（現任）
 2019年12月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補選任理由及び期待される役割の概要

石川善樹氏は、予防医学研究者及び行動科学に基づく手法を活用する企業の創業者としての専門的かつ豊富な経験・実績と幅広い見識を有しており、当社グループの経営全般に関し有用な助言を積極的に行ったことから、当社の経営に対する社外取締役としての監督と助言をいただくうえで適任であると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といいたしました。

重要な兼職の状況

㈱キャンサースキャン取締役
 ㈱Campus for H 取締役
 ㈱ガイアックス社外取締役

5 **入山** **あきえ**
章栄
(1972年12月8日生)

再任 **社外** **独立**

社外取締役在任期間 **2年**
取締役会出席 **14回/14回**
所有する当社普通株式の数 **－株**



略歴、地位及び担当

1998年 4月 ㈱三菱総合研究所入社
2008年 9月 ニューヨーク州立大学バッファロー校 Assistant Professor
2013年 9月 早稲田大学ビジネススクール准教授
2016年 5月 ㈱マクロミル社外取締役
2019年 4月 早稲田大学ビジネススクール教授（現任）
2019年 6月 ロート製薬㈱社外取締役（現任）
2020年 6月 三桜工業㈱社外取締役（現任）
2020年12月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補選任理由及び期待される役割の概要

入山章栄氏は、コンサルタントとしての業務経験及び経営戦略、グローバル経営を専門分野とする研究者としての専門的かつ豊富な経験・実績と幅広い見識を有しており、当社グループの経営全般に関し有用な助言を積極的に行ったことから、当社の経営に対する社外取締役としての監督と助言をいただくうえで適任であると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

重要な兼職の状況

早稲田大学ビジネススクール教授
ロート製薬㈱社外取締役
三桜工業㈱社外取締役

6

たかおか

高岡

みお

美緒

(1979年5月3日生)

再任

社外

独立

社外取締役在任期間

2年

取締役会出席

14回/14回

所有する当社普通株式の数

一株



略歴、地位及び担当

1999年 7月 ゴールドマン・サックス証券(株)入社
 2002年 6月 モルガン・スタンレー証券(株) (現モルガン・スタンレーMUFG証券(株)) 入社
 2006年 3月 リーマン・ブラザーズ証券(株)入社
 2009年 1月 マネックスグループ(株)入社
 2014年 2月 マネックスグループ(株)執行役員新事業企画室長
 2014年 5月 マネックスベンチャーズ(株)取締役
 2017年 9月 (株)メディカルノート入社
 2017年 9月 Arbor Ventures パートナー
 2018年 3月 (株)メディカルノート取締役
 2020年12月 当社社外取締役 (現任)
 2021年 3月 (株)カヤック社外取締役
 2021年 4月 DNX Ventures パートナー (現任)
 2021年12月 HENNGE(株)社外取締役 (現任)
 2022年 3月 (株)電通国際情報サービス社外取締役 (現任)
 2022年 3月 (株)カヤック社外取締役 (監査等委員) (現任)

社外取締役候補選任理由及び期待される役割の概要

高岡美緒氏は、戦略投資、新規事業開発及びファイナンスの専門的かつ豊富な経験・実績と幅広い見識を有しており、当社グループの経営全般に関し有用な助言を積極的に行ったことから、当社の経営に対する社外取締役としての監督と助言をいただくうえで適任であると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。

重要な兼職の状況

DNX Ventures パートナー
 HENNGE(株)社外取締役
 (株)電通国際情報サービス社外取締役
 (株)カヤック社外取締役 (監査等委員)

7

やまぐち

山口

(1966年1月4日生)

しゅうじ

修治
再任

取締役在任期間

取締役会出席

所有する当社普通株式の数

11カ月

9回/9回

ー株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

ご参考情報



略歴、地位及び担当

- 1989年 4月 (株)電通 (現(株)電通グループ) 入社
- 2017年 1月 同社デジタルプラットフォームセンター局長
- 2017年 2月 (株)D2C取締役
- 2018年 1月 (株)電通デジタル代表取締役CEO
- 2018年12月 (株)電通デジタル取締役 (現任)
- 2019年 1月 (株)電通 (現(株)電通グループ) 執行役員兼デジタルビジネスセンター マネージングディレクター
- 2020年 1月 (株)電通執行役員 (現任) 兼デジタルビジネスセンター マネージングディレクター
- 2020年 1月 楽天データマーケティング(株)取締役
- 2020年 3月 (株)電通国際情報サービス取締役
- 2020年 3月 (株)CARTA HOLDINGS取締役 (現任)
- 2021年 1月 (株)電通グループ 電通ジャパンネットワーク執行役員 (現任)
- 2022年 1月 当社取締役 (現任)

取締役候補選任理由

山口修治氏は、1989年に(株)電通に入社後、2019年からは執行役員として同社のデジタルビジネスの責任者を務める等、豊富な業務経験と経営経験を有しております。また、当社グループの経営全般に関し有用な助言を積極的に行っており、今後も電通グループとの協業推進に貢献することが期待できることから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

重要な兼職の状況

(株)電通グループ 電通ジャパンネットワーク執行役員

(株)電通執行役員

- (注1) 候補者岡島悦子氏の戸籍上の氏名は、^{みの}巴野悦子であります。
- (注2) 候補者岡島悦子氏、候補者朝倉祐介氏、候補者石川善樹氏、候補者入山章栄氏及び候補者高岡美緒氏は、社外取締役候補者であります。
- (注3) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注4) 候補者山口修治氏の出席対象となる取締役会回数は、2022年1月4日取締役就任後に開催された取締役会の9回であります。
- (注5) 候補者山口修治氏の「略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況」には、当社親会社である(株)電通グループ及びその子会社における、現在及び過去10年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。
- (注6) 当社は、「社外役員の独立性に関する基準」(<https://www.septeni-holdings.co.jp/ir/pdf/isod.pdf>)を定めております。候補者岡島悦子氏、候補者朝倉祐介氏、候補者石川善樹氏、候補者入山章栄氏及び候補者高岡美緒氏につきまして、この基準に抵触する事実はなく、各候補者は独立性を有しております。
- (注7) 当社は、候補者岡島悦子氏、候補者朝倉祐介氏、候補者石川善樹氏、候補者入山章栄氏及び候補者高岡美緒氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、5氏の再任が承認された場合は、当社は5氏を引き続き独立役員とする予定であります。
- (注8) 当社と候補者岡島悦子氏、候補者朝倉祐介氏、候補者石川善樹氏、候補者入山章栄氏及び候補者高岡美緒氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、賠償限度額を500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。なお、5氏の再任が承認された場合は、当社は5氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
- (注9) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を締結しており、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、当社取締役を含む被保険者が負担することとなった損害賠償金、争訟費用等を填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。なお、当該保険契約は次回更新時（2023年7月）においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役古島守氏及び奥山健志氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

また、監査役伊瀬禎宣氏は、本総会終結の時をもって、辞任により退任予定です。

つきましては、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者名	重要な兼職の状況	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数
1	ふるしま まもる 古島 守 社外監査役	再任 社外 弁護士法人トライデント代表社員 日本化学工業(株)社外取締役 (監査等委員) (株)ビーロット社外取締役 (監査等委員) (株)セキュア社外監査役	14 / 14	14 / 14
2	おくやま たけし 奥山 健志 社外監査役	再任 社外 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士	14 / 14	13 / 14
3	うらた のぶゆき 浦田 信之 新任	(株)電通コーポレートワン 監査オフィス オフィス長補佐	- / -	- / -

1

ふるしま
古島
まもる
守

(1970年2月16日生)

再任

社外

監査役在任期間	7年
取締役会出席	14回/14回
監査役会出席	14回/14回
所有する当社普通株式の数	－株



略歴、地位

1993年10月 中央監査法人入所
1997年 4月 公認会計士登録
2000年 8月 監査法人不二会計事務所入所
2003年 8月 PwCアドバイザリー(株)入社
2007年11月 最高裁判所司法研修所入所
2008年12月 弁護士登録(東京弁護士会)
2009年 1月 奥野総合法律事務所入所
2015年 4月 古島法律会計事務所代表
2015年 6月 日本化学工業(株)社外取締役(監査等委員)(現任)
2015年12月 当社社外監査役(現任)
2020年 3月 (株)ビーロッド社外取締役(監査等委員)(現任)
2020年 3月 (株)セキュア社外監査役(現任)
2021年 1月 弁護士法人トライデント代表社員(現任)

社外監査役候補選任理由

古島守氏は、公認会計士及び弁護士としての豊富な経験・専門知識と監査に関する幅広い見識・経験を有しており、有益な助言と独立した立場からの監査を行ったことから、これらの監査を期待して、同氏を引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

重要な兼職の状況

弁護士法人トライデント代表社員
日本化学工業(株)社外取締役(監査等委員)
(株)ビーロッド社外取締役(監査等委員)
(株)セキュア社外監査役

2
**おくやま
奥山** **たけし
健志**

(1980年2月11日生)

再任
社外

監査役在任期間

3年

取締役会出席

14回/14回

監査役会出席

13回/14回

所有する当社普通株式の数

一 株



略歴、地位

2002年 4月 最高裁判所司法研修所入所
 2003年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会）、森・濱田松本法律事務所入所
 2011年 1月 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士（現任）
 2014年 4月 早稲田大学大学院法務研究科准教授
 2019年12月 当社社外監査役（現任）

社外監査役候補選任理由

奥山健志氏は、弁護士としての豊富な経験・専門知識とコーポレートガバナンス・企業法務や監査に関する幅広い見識を有しており、有益な助言と独立した立場からの監査を行ったことから、これらの監査を期待して、同氏を引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

重要な兼職の状況

森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士

3

うらた のぶゆき
浦田 信之

新任

(1973年2月12日生)

監査役在任期間	一年
取締役会出席	一回/一回
監査役会出席	一回/一回
所有する当社普通株式の数	一株



略歴、地位

1996年 4月 (株)日本長期信用銀行入社
 1999年10月 朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人) 入所
 2007年 7月 KPMGアトランタ事務所駐在
 2009年11月 内閣府行政刷新会議事務局 上席政策調査員(あずさ監査法人より出向)
 2012年 6月 住友スリーエム(株)(現スリーエムジャパン(株)) 監査役室マネージャー
 2013年 3月 同社常勤監査役
 2021年 2月 (株)資生堂 内部監査統括グループ マネージャー
 2021年 7月 同社内部監査統括グループ グループマネージャー
 2022年 6月 (株)電通コーポレートワン 監査オフィス オフィス長補佐(現任)

監査役候補選任理由

浦田信之氏は、監査に関する幅広い見識と豊富な業務経験を有しており、監査役の職務を適正に遂行できる人材であると判断したことから、同氏を監査役候補者といたしました。

重要な兼職の状況

(株)電通コーポレートワン 監査オフィス オフィス長補佐

- (注1) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注2) 候補者古島守氏及び候補者奥山健志氏は、社外監査役候補者であります。
- (注3) 当社と候補者古島守氏及び候補者奥山健志氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、賠償限度額を500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
- (注4) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(マネジメントリスクプロテクション保険契約)を締結しており、各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、当社監査役を含む被保険者が負担することとなった損害賠償金、争訟費用等を填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。当該保険契約の保険料は全額当社が負担しています。なお、当該保険契約は次回更新時(2023年7月)においても同内容での更新を予定しております。
- (注5) 候補者浦田信之氏が監査役に選任され就任した場合は、当社親会社である(株)電通グループの子会社の(株)電通コーポレートワン 監査オフィス オフィス長補佐を兼任することとなります。

第4号議案 会計監査人選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役会の決定に基づき、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、会計監査人の選任をお願いするものであります。

監査役会が有限責任 あずさ監査法人を会計監査人候補者とした理由は、(株)電通グループの連結子会社である当社が、(株)電通グループの会計監査人である有限責任 あずさ監査法人を会計監査人とすることにより、引き続き、グループにおける連結決算監査及びガバナンスの有効性、効率性等の向上が図られると判断したことによるものであります。

会計監査人候補者の名称、主たる事務所の所在地、沿革等は、次のとおりであります。

(2022年8月31日現在)

名 称	有限責任 あずさ監査法人	
主たる事務所の所在地	東京都新宿区津久戸町1番2号	
沿 革	1969年7月	監査法人朝日会計社設立
	1985年7月	新和監査法人と合併し、名称を監査法人朝日親和会計社とする
	1993年10月	井上斎藤英和監査法人と合併し、名称を朝日監査法人とする
	2004年1月	あずさ監査法人と合併し、名称をあずさ監査法人とする
	2010年7月	有限責任監査法人へ移行し、名称を有限責任 あずさ監査法人とする
監査関与会社数	3,485社	
資 本 金	3,000百万円	
構 成 人 員	公認会計士	3,071名(代表社員30名、社員498名)
	会計士試験合格者等	1,270名
	監査補助職員	1,382名(特定社員37名、うち代表社員2名)
	その他職員	750名
	合計	6,473名

(注1) 候補者有限責任 あずさ監査法人は、過去2年間に当社から、財務に関する助言に係る報酬を受けております。

第5号議案 取締役等に対する株式報酬制度の内容改定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度の内容改定を相当とする理由

当社は、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除きます。）及び執行役員（国内非居住者を除きます。以下併せて「取締役等」といいます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）について、2016年12月20日開催の第26回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、導入しております。

なお、本制度においては、当社の取締役等に対する役員報酬及び当社子会社（以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」といいます。）の執行役員（国内非居住者を除きます。当社の取締役等と併せて、以下「対象取締役等」といいます。）に対する役員報酬を一体的に管理しております。

今般、本制度が対象としておりました3事業年度（2020年9月30日で終了する事業年度から2022年9月30日で終了する事業年度まで）が終了いたしました。当社は、2023年2月28日に満了を迎える信託期間を2026年5月31日まで延長し、本制度を継続することを予定しております。そして、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社の決算期が9月から12月へ変更となることに伴って、また、対象取締役等に対する中期経営方針における業績目標の達成度に応じた柔軟なポイント付与を可能とすべく、本制度の内容の改定についてご承認をお願いするものであります。

決算期変更等に伴う本制度の改定は、対象取締役等の報酬と当社グループの中長期的な業績及び株主価値との連動性をより明確にし、当該報酬が中長期的な業績向上と企業価値増大への健全なインセンティブとして機能することという目的に照らして必要かつ適切なものであり、相当であると考えております。

なお、本制度の対象となる当社の取締役の員数は、第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと1名、対象会社の執行役員の員数は16名となります。

2. 本制度における報酬の額及び内容等

(1) 本制度の改定内容

2023年12月31日で終了する事業年度以降についても本制度を継続するにあたり、本制度のうち、以下の点を改定いたします。

<本制度の改定事項>

(下線部分に変更箇所を示しております。)

項目	改定前	改定後
評価対象事業年度	毎年 <u>9月</u> 末日で終了する事業年度	毎年 <u>12月</u> 末日で終了する事業年度
ポイント付与の対象者	信託期間中の毎年 <u>9月</u> 末日及び対象期間中の最終事業年度中の <u>9月</u> 末日に対象取締役等として在任する者	信託期間中の毎年 <u>12月</u> 末日及び対象期間中の最終事業年度中の <u>12月</u> 末日に対象取締役等として在任する者
中期経営方針における業績目標の達成度に応じたポイント付与	対象期間中の最終事業年度終了後には、評価対象事業年度ごとの業績目標の達成度等に応じて付与される付与ポイントに加えて中期経営方針における業績目標の達成度等に応じて、対象会社ごとに、最終事業年度中の <u>9月</u> 末日に在任している対象取締役等に対して一定の付与ポイントが付与 <u>されます</u> 。	対象期間中の最終事業年度終了後には、評価対象事業年度ごとの業績目標の達成度等に応じて付与される付与ポイントに加えて中期経営方針における業績目標の達成度等に応じて、対象会社ごとに、最終事業年度中の <u>12月</u> 末日に在任している対象取締役等に対して一定の付与ポイントが付与 <u>されることがあります</u> 。

上記の改定事項を除き、2016年12月20日開催の第26回定時株主総会において決議した本制度の内容を維持いたします。

(2) 改定後の本制度の内容

本制度は、対象会社が拠出する対象取締役等の報酬額を原資として、信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて対象取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）の交付及び給付（以下「交付等」といいます。）を行う株式報酬制度です（詳細は下記（3）以降のとおり。）。

①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none">・ 当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く。）・ 当社子会社の執行役員（国内非居住者を除く。）
②本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
各対象会社が拠出する金員の上限	<ul style="list-style-type: none">・ 対象期間である3事業年度で拠出する金員の上限は、合計7億円
本信託から対象取締役等に交付等がなされる当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法	<ul style="list-style-type: none">・ 3年当たり2,800,000ポイント（280万株相当）であり、発行済株式の総数（2022年9月30日時点であり、自己株式控除後）に対する割合は約1.3%・ 当社株式は、株式市場又は当社（自己株式の処分）から取得予定（今回の継続にあたっては株式市場から取得するため、本制度による当社株式の希薄化は生じない。）
③対象取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の算定方法	<ul style="list-style-type: none">・ 対象期間中の各事業年度における役位や業績目標の達成度等に応じて、一定のポイントを付与・ 対象期間中の中期経営方針における目標達成度等に応じて、一定のポイントを付与・ 業績指標は中期経営方針で掲げる指標（連結Non-GAAP営業利益等）を採用
④対象取締役等に対する当社株式等の交付等の時期	<ul style="list-style-type: none">・ 原則として、対象期間終了後

(3) 各対象会社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（当初は2023年12月末日で終了する事業年度から2025年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」といいます。）を対象とします。当社は、当社の取締役等への報酬として拠出する金員と対象子会社が各対象子会社の執行役員への報酬として拠出する金員を併せて（当社が拠出する金員と対象子会社が拠出する金員は対象期間ごとに合計7億円を上限とします。）、受益者要件を充足する対象取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」といいます。）を設定（下記の信託期間の延長を含みます。以下同じ。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場又は当社（自己株式の処分）から取得します。各対象会社は、信託期間中、対象取締役等に対するポイント（下記(4)のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の対象期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。延長された信託期間ごとに、対象子会社は、それぞれの株主総会決議で承認を受けた範囲内で各対象子会社の執行役員への報酬としての金員を当社に新たに拠出し、当社は、対象子会社から拠出を受けた金員に当社の取締役等への報酬として追加拠出した金員を併せて追加信託を行い（当社が追加拠出する金員と対象子会社が追加拠出する金員は対象期間ごとに合計7億円を上限とします。）、各対象会社は、引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、7億円の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託の信託期間を延長することがあります。

(4) 対象取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の算定方法及び上限

信託期間中の毎年12月末日に対象取締役として在任する者に対して、同日で終了する事業年度（以下「評価対象事業年度」といいます。）における役位や業績目標の達成度等に応じて、対象会社ごとに、一定のポイント（以下「付与ポイント」といいます。）が付与されます。また、対象期間中の最終事業年度終了後には、評価対象事業年度ごとの業績目標の達成度等に応じて付与される付与ポイントに加えて中期経営方針における業績目標の達成度等に応じて、対象会社ごとに、最終事業年度中の12月末日に在任している対象取締役等に対して一定の付与ポイントが付与されることがあります。本制度により対象取締役等に対して交付等が行われる当社株式数は、付与ポイントの累積値（以下「累積ポイント」といいます。）に応じて1ポイントにつき当社株式1株として決定されます。なお、当社株式の総数が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加又は減少した場合、当社は、その増加又は減少の割合に応じて、1ポイント当たり交付等が行われる当社株式等の数を調整します。

対象取締役等に付与される付与ポイントの総数は、3年当たり2,800,000ポイント（280万株相当）を上限とします。この付与ポイントの上限数は、上記（3）の対象会社が拠出する金員の上限を踏まえて、株価の推移を参考に設定しています。

(5) 対象取締役に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した対象取締役等は、原則として対象期間終了後に、累積ポイントに基づいた当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該対象取締役等は、累積ポイント数の50%（単元未満株式は切り捨て）については当社株式の交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に受益者要件を満たす対象取締役等が退任する場合（自己都合により退任する場合及び解任される場合を除きます。）、当該対象取締役等は、所定の手続きを経た後遅滞なく、退任時までの累積ポイントの50%（単元未満株式は切り捨て）については当社株式の交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。また、信託期間中に受益者要件を満たす対象取締役等が在任したまま死亡した場合においては、当該対象取締役等の相続人が、対象取締役等の死亡時までの累積ポイントに応じた数の当社株式を換価して得られる金銭について、本信託から給付を受けるものとします。信託期間中に受益者要件を満たす対象取締役等が海外赴任により国内非居住者になった場合は、その時点までの累積ポイントに応じた数の当社株式を換価して得られる金銭について、本信託から給付を受けるものとします。

(6) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(7) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、信託終了時に剰余が生じた場合には、対象取締役等に対して給付されることとなります。

(8) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(参考)

なお、本制度の詳細につきましては、2022年11月22日付プレスリリース「役員向け業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

1. セプテーニグループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

＜当連結会計年度の経営成績＞

国内における2021年のスマートフォン個人保有率は74.3%まで伸長し、とりわけ20～40代においては9割以上の高水準で普及し、量的拡大が進行しております。それとともに保有者一人一人の利用目的についても、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用率の高まりに伴って多様化しており、質的にも顕著な変化がうかがわれます（出所：総務省「令和3年版通信利用動向調査」）。このようにスマートフォンがインターネット利用デバイスの主流となる中で、各種サービス・アプリケーション市場においては、動画、音楽、電子書籍を始めとするコンテンツへの拡大が加速しているほか、ソーシャルメディアの活用方法もコミュニケーションのみに留まらず、決済や購買などの領域にも広がり、その影響力をより一層強めていることから、それぞれのメディア特性やデータ、AIを活用したマーケティング支援の需要は一段と高まっております。また、2021年の日本の広告市場においてインターネット広告費は2兆7,052億円（前年比121.4%）に達し、マスコミ四媒体広告費（2兆4,538億円、前年比108.9%）を初めて上回りました（出所：株式会社電通「2021年日本の広告費」）。このように、コロナ禍を契機にあらゆる産業界においてデジタル・トランスフォーメーション（以下、DX）の大きな波が生まれ、広告業界においてもデジタルマーケティングの需要がより一層高まっております。

このような環境のもと、主力のデジタルマーケティング事業では、企業におけるDXの需要増を捉えたことによるオーガニック成長と、電通グループとの資本業務提携の深化による協業の推進と新規連結効果によって、大幅な増収増益となりました。メディアプラットフォーム事業では、新たな事業セグメントへの拡張のための投資を継続しながらも、マンガコンテンツ事業のけん引により増収、赤字幅が縮小いたしました。新たな事業セグメントへの拡張については、HRテクノロジー領域、スポーツ領域への事業展開が進捗いたしました。

これらの結果、収益は28,819百万円（前期比34.8%増）、Non-GAAP営業利益は5,855百万円（前期比54.2%増）、営業利益は5,440百万円（前期比49.0%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は5,734百万円（前期比120.2%増）となりました。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の業績及び会社の利益配分に関する基本方針を踏まえまして、2022年11月22日開催の取締役会決議により、1株につき4.6円とさせていただきます。これにより配当金総額は971百万円となりました。

<国際会計基準（以下、IFRS）の適用>

当社グループは、グローバルでの事業展開を積極的に推進する中で、国内外の株主・投資家など様々なステークホルダーの皆様にとっての利便性向上を目的として、2016年9月期より従来の日本基準に代えてIFRSを適用しております。

また、IFRSで定義されていない指標である「Non-GAAP営業利益」を任意で開示しております。Non-GAAP営業利益（又はNon-GAAP営業損失）は、IFRSに基づく営業利益（又は営業損失）から、買収行為に関連する損益及び一時的要因を排除した、恒常的な事業の業績を測る利益指標であります。なお、買収行為に関連する損益とは、買収に伴う無形資産の償却費、M&Aに伴う費用であり、一時的要因とは、将来見通し作成の観点から一定のルールに基づき除外すべきと当社グループが判断する株式報酬費用、減損損失、固定資産の売却損益等の一過性の利益や損失のことであります

収益

28,819百万円 34.8%増 

前期：21,384百万円

Non-GAAP営業利益

5,855百万円 54.2%増 

前期：3,796百万円

親会社の所有者に帰属する当期利益

5,734百万円 120.2%増 

前期：2,604百万円

1株当たり配当金

4.6円 

前期：3.4円

主な事業区分別の業績概況は以下のとおりです。

デジタルマーケティング事業

■ 主要な事業内容

デジタル広告の販売と運用をはじめ、データ、AIを活用したソリューションの提供、電通グループとの提携によるオンライン・オフライン統合によるマーケティング支援等、デジタルマーケティングを中心として、企業のDXにおける総合的な支援を行う。

企業におけるDXの需要増を捉えたことによるオーガニック成長と、電通グループとの資本業務提携の深化による協業の推進と新規連結効果によって、大幅な増収増益となりました。

収益 **25,862**百万円
(前期比37.1%増)

Non-GAAP **9,211**百万円
営業利益 (前期比31.8%増)

メディアプラットフォーム事業

■ 主要な事業内容

マンガコンテンツ事業、採用プラットフォーム事業、社会貢献プラットフォーム事業、育児プラットフォーム事業等から構成されており、マンガコンテンツ事業では、自社IP（知的財産）の企画・開発を目的に、マンガ家の育成・支援、マンガアプリ「GANMA!」を自社メディアとしてマンガ配信サービスの運営を手掛ける。

新たな事業セグメントへの拡張のための投資を継続しながらも、マンガコンテンツ事業のけん引により増収、赤字幅が縮小いたしました。

収益 **3,297**百万円
(前期比14.3%増)

Non-GAAP **844**百万円
営業損失 (前期は1,110百万円の損失)

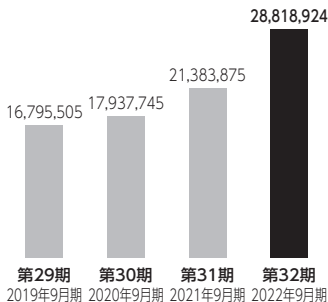
(2) 財産及び損益の状況の推移

■ 国際会計基準 (IFRS)

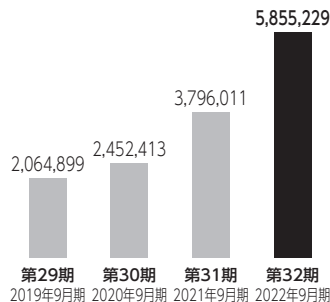
区分	2019年9月期 第29期	2020年9月期 第30期	2021年9月期 第31期	2022年9月期 第32期
収益 (千円)	16,795,505	17,937,745	21,383,875	28,818,924
営業利益 (千円)	183,133	2,274,396	3,650,046	5,439,888
Non-GAAP営業利益 (千円)	2,064,899	2,452,413	3,796,011	5,855,229
親会社の所有者に帰属する当期利益 (千円)	△546,929	1,464,342	2,604,103	5,733,564
総資産額 (千円)	30,412,576	34,424,711	42,011,169	88,731,112
基本的1株当たり当期利益 (円)	△4.33	11.58	20.59	30.54
1株当たり配当金 (円)	2.00	2.00	3.40	4.60
親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE) (%)	△3.6	9.6	15.2	14.1

(注) △は損失を表しております。

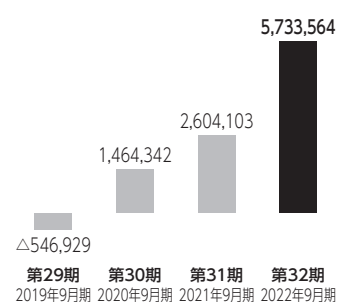
収益 (千円)



Non-GAAP営業利益 (千円)



親会社の所有者に帰属する当期利益 (千円)



(3) 対処すべき課題

当社グループは、2020年10月に公表しました中期経営方針につきまして、引き続き「ドメインの拡張」を中期テーマに、DXの加速による需要の増加を確実に捉えるための体制構築を対処すべき課題と捉え、中長期での持続的成長と企業価値向上を目指し、以下のとおりアップデートいたしました。

デジタルマーケティング事業においては、DX支援領域の強化を目指して、電通グループとの協業深化によるオンオフ統合サービスを拡大させながら、AIプロダクト、データ・ソリューションサービスの展開を強化してまいります。

メディアプラットフォーム事業においては、IPプラットフォーム事業（旧：マンガコンテンツ事業）のさらなる成長加速を目指し、保有するIP価値の向上とWebtoonの制作体制の強化を進めてまいります。

新たな事業セグメントへの拡張においては、HRテクノロジー領域の事業成長とエンターテインメント、スポーツ領域の事業開発を推進してまいります。

また、2023年4月より当社のコアバリューでもある人的資本価値の向上を目的とした、人的投資を実施してまいります。具体的には給与水準の引き上げ、従業員持株会における奨励金付与率の引き上げ、新しい働き方に応じたオフィスのリニューアルを実施いたします。これにより、当社の人的資本価値を最大化させ、顧客への提供価値を高めることで持続的な成長を実現し、中長期での企業価値向上を目指してまいります。

(4) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 資金調達の状況

当社は、2022年1月に株式会社電通グループを割当先として第三者割当による新株式を発行し、32,605百万円の資金調達を行いました。

(6) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(9) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2022年1月に株式会社電通グループ（以下「(株)電通グループ」といいます。）の完全子会社である株式会社電通ダイレクト（以下「電通ダイレクト」といいます。）との間で、当社を株式交換完全親会社とし、電通ダイレクトを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。また、(株)電通グループより、同社が保有する株式会社電通デジタル（以下「電通デジタル」といいます。）の普通株式の一部（25.00%）を取得しました。

これらの結果、電通ダイレクトは当社の完全子会社となり、電通デジタルは当社の持分法適用関連会社となりました。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
株式会社電通グループ	74,609百万円	52.01%	役員の兼任

(注) 当社は、株式会社電通グループとの間で資本業務提携契約を締結しております。

業務提携の内容

- ①株式会社電通グループ及び株式会社セプテーニ間の案件の協業
- ②株式会社電通デジタル及び当社グループ間の提携
- ③株式会社電通ダイレクト及び株式会社電通グループ間のダイレクトマーケティング領域における提携
- ④その他、株式会社電通グループ及び当社グループ間における以下の提携
 - (a) 社内外、顧客向けマーケティング／広報の統合戦略
 - (b) デジタル人材の採用、教育、リテンションの統合運営プログラムの検討
 - (c) オンオフ統合マーケティングの協業深化
 - (d) ツールの相互活用

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社セプテーニ	300,000千円	100.0%	インターネット広告事業
コミックスmart株式会社	275,000千円	100.0%	マンガコンテンツ事業
株式会社電通ダイレクト	301,000千円	100.0%	ダイレクトマーケティング支援事業

(注1) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社を含め39社であります。

(注2) 当社には、会社法施行規則第118条第4号に規定される特定完全子会社はありません。

(11) 主要な事業所（2022年9月30日現在）

① 当社

会社名	所在地
当社	東京都新宿区

② 子会社

会社名	所在地
株式会社セプテーニ	東京都新宿区
コミックススマート株式会社	東京都新宿区
株式会社電通ダイレクト	東京都港区

(12) 従業員の状況（2022年9月30日現在）

事業区分	従業員数	前期末比増減
デジタルマーケティング事業	1,414名	334名増
メディアプラットフォーム事業	108名	16名増
全社（共通）	80名	1名増
合計	1,602名	351名増

(注1) 従業員数は就業人員数であります。

(注2) 全社（共通）として記載されている従業員数は、持株会社に所属しているものであります。

(注3) 従業員数が前期末比351名増加した理由は、主に株式会社電通ダイレクトを連結子会社としたことによるものであります。

(13) 主要な借入先（2022年9月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	2,000百万円

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2022年9月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 370,080,000株
- ② 発行済株式の総数 211,079,654株（自己株式43株を含む）
- ③ 株主数 8,719名（前事業年度末比86名減）
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社電通グループ	109,782,395	52.01
株式会社ビレッジセブン	14,419,000	6.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13,962,800	6.61
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	13,477,600	6.39
七村 守	10,450,500	4.95
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 381572	3,960,300	1.88
清水 洋	1,930,000	0.91
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	1,812,600	0.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口・76034口）	1,739,200	0.82
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND	1,555,600	0.74

(注1) 上記持株比率については、自己株式（43株）を控除して算出しております。

(注2) 自己株式数には役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託の所有する当社株式（1,739,200株）は含まれておりません。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年1月に株式会社電通グループ（以下「(株)電通グループ」といいます。）の完全子会社である株式会社電通ダイレクト（以下「電通ダイレクト」といいます。）との間で、当社を株式交換完全親会社とし、電通ダイレクトを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。本株式交換により、当社の普通株式12,768,600株を割当て交付しております。交付する株式については、当社の自己株式10,724,240株を充当し、新たに普通株式2,044,360株を発行いたしました。

また、(株)電通グループを割当先として第三者割当による新株式を70,118,794株発行いたしました。

(2) 新株予約権等に関する事項

① 当社役員が保有している新株予約権等の状況（2022年9月30日現在）

発行決議日	2004年6月10日	2005年3月10日	2006年1月25日
区分	取締役	取締役	取締役
保有者数	1名	1名	1名
新株予約権の数	60個	45個	100個
目的となる株式の数	120,000株	90,000株	100,000株
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行価額	無償	無償	無償
権利行使時の1株当たり払込金額	7円	7円	7円
権利行使期間	2004年6月29日から 2033年12月18日まで	2005年3月16日から 2034年12月16日まで	2006年2月1日から 2035年12月20日まで
備考	株式報酬型ストックオプション	株式報酬型ストックオプション	株式報酬型ストックオプション

(注1) 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。

(注2) 株式分割を行ったことにより、上記に記載の株式の数及び発行価額は調整されております。

なお、対象となる株式分割は以下のとおりであります。

- (1) 2005年5月20日付 普通株式1株につき2株とする株式分割
- (2) 2013年10月1日付 普通株式1株につき200株とする株式分割
- (3) 2016年10月1日付 普通株式1株につき5株とする株式分割

- ② 当事業年度中に従業員等に対して交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項（2022年9月30日現在）

① 取締役及び監査役に関する事項

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役 グループ社長執行役員	佐藤 光 紀	(株)FOOD & LIFE COMPANIES社外取締役
取締役	岡 島 悦 子	(株)プロノバ代表取締役社長 (株)丸井グループ社外取締役 ランサーズ(株)社外取締役 (株)ヤプリ社外取締役 (株)マネーフォワード社外取締役 (株)ユーグレナ取締役CHRO
取締役	朝 倉 祐 介	シニフィアン(株)代表取締役
取締役	石 川 善 樹	(株)キャンサーズキャン取締役 (株)Campus for H 取締役 (株)ガイアックス社外取締役
取締役	入 山 章 栄	早稲田大学ビジネススクール教授 ロート製薬(株)社外取締役 三桜工業(株)社外取締役
取締役	高 岡 美 緒	DNX Ventures パートナー HENNGE(株)社外取締役 (株)電通国際情報サービス社外取締役 (株)カヤック社外取締役（監査等委員）
取締役	山 口 修 治	(株)電通グループ 電通ジャパンネットワーク執行役員 (株)電通執行役員
常勤監査役	毛 利 任 宏	
監査役	古 島 守	弁護士法人トライデント代表社員 日本化学工業(株)社外取締役（監査等委員） (株)ビーロット社外取締役（監査等委員） (株)セキュア社外監査役
監査役	奥 山 健 志	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
監査役	伊 瀬 禎 宣	(株)電通グループ グループ戦略ユニット エグゼクティブ ディレクター (株)電通グループ 電通イノベーションイニシアティブ エ グゼクティブディレクター

② 事業年度中に辞任した監査役に関する事項

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
小島伸夫	2021年12月22日	辞任	常勤監査役

- (注1) 取締役岡島悦子氏、朝倉祐介氏、石川善樹氏、入山章栄氏及び高岡美緒氏の5氏は、社外取締役であります。
- (注2) 監査役毛利任宏氏、古島守氏及び奥山健志氏の3氏は、社外監査役であります。
- (注3) 監査役古島守氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- (注4) 当社は、取締役岡島悦子氏、朝倉祐介氏、石川善樹氏、入山章栄氏及び高岡美緒氏の5氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (注5) 当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
- (注6) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び全ての当社子会社における全ての取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった損害賠償金、争訟費用等を填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2016年11月22日開催の取締役会において、取締役等の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬額水準の妥当性を確認するため、独立社外取締役に対して評価の考え方や個人考課を含む業績評価を報告し、独立社外取締役の意見を参考に決定されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役等の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、基本報酬（月例の現金報酬）および業績連動報酬で構成されています。基本報酬は前年度の報酬額に、当該年度における管掌会社の業績増減率を考慮した額を支給します。ただし、報酬改定幅は一定の上限・下限を設定しております。なお、毎月現金支給される報酬総額については、株主総会で決めた取締役の報酬限度総額以内であることを必要とします。業績連動報酬は役員報酬BIP信託を利用した株式報酬としておりま

す。

社外取締役の報酬は、月例の基本報酬（固定。業績による変動はなし）のみとしております。

監査役の報酬は、月例の基本報酬（固定。業績による変動はなし）のみとしております。

b. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

取締役（社外取締役を除く。）の基本報酬は、上記のa.基本方針に従い、株主総会決議による取締役報酬限度総額（注1）の範囲内で、個々の具体的な配分については、社外取締役の意見を参考に、社長執行役員が決定します。業績連動報酬は、株主総会で決議された役員報酬BIP信託を利用した株式報酬制度に基づき、信託の受託者（注2）との間で「株式交付規程」を締結し、当該規程に従い、受託者が株式の交付および現金の支給を行います。

社外取締役の報酬は上記のa.基本方針に従い、株主総会決議による取締役報酬限度総額（注1）の範囲内で、個々の具体的な配分については、社外取締役の意見を参考に、社長執行役員が決定します。

監査役の報酬は上記のa.基本方針に従い、株主総会決議による監査役報酬限度総額（注3）の範囲内で、個々の具体的な配分については、監査役の協議を経て決定します。

(注1) 当社取締役については、年額6億円以内となります。（2013年12月20日開催第23回定時株主総会決議）

(注2) 信託関連事務は三菱UFJ信託銀行株式会社等が、株式関連事務は株式会社だいこう証券ビジネスが行います。

(注3) 当社監査役については、年額5,000万円以内となります。（1999年12月14日開催第9回定時株主総会決議）

□. 報酬等の総額等

区分	支給人員	役員報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	業績連動報酬等
				非金銭報酬等
取締役 (うち、社外取締役)	8名 (5名)	228,228千円 (69,000千円)	196,440千円 (69,000千円)	31,788千円 (-円)
監査役 (うち、社外監査役)	4名 (3名)	27,000千円 (24,000千円)	27,000千円 (24,000千円)	-円 (-円)

- (注1) 支給人員には、2021年12月22日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました取締役2名及び監査役1名を含んでおり、無報酬の取締役1名、監査役1名は含まれておりません。
- (注2) 当社は、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）を対象として、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託の仕組みを採用した業績連動報酬型の株式報酬制度を導入しております。割当ての際の条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであり、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
- (注3) 業績連動報酬等にかかる業績指標は連結Non-GAAP営業利益であり、その実績は「1. (1) 事業の経過及び成果」及び「1. (2) 財産及び損益の状況の推移」に記載しております。当該指標を選択した理由は中長期的な企業価値の向上の実現を評価する指標として適切であると判断したためであります。業績連動報酬の算定にあたっては、役員報酬BIP信託の信託対象期間中、各取締役の役位及び業績目標達成度等に応じて、每期一定の時期に基本ポイントを付与します。対象期間終了後、基本ポイントの累積値に、対象期間の最終事業年度の末日に制度対象者として在任する者に対して付与される加算ポイントを累積加算します（以下、累計ポイント）。
累計ポイントに1ポイントあたり1株の株式数を乗じて得られる当社株式数を当該制度対象者に株式報酬として交付および給付します。なお、当該ポイントに対応する株式の50%（単元未満株式は切り捨てるものとする。）については株式を交付し、残りについては納税資金確保の観点から換価処分した上、換価処分金相当額の金銭を給付します。
- (注4) 取締役の金銭報酬の額は、2013年12月20日開催の第23回定時株主総会において年額6億円以内と決議しております（使用者兼務取締役の使用者分給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名です。
また、金銭報酬とは別枠で、2016年12月20日開催の第26回定時株主総会において、業績連動型株式報酬（役員報酬BIP信託）として、取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）に付与するポイントに係る当社株式の取得原資として信託に拠出する信託金は7億円を上限とし、ポイント総数の上限は3事業年度あたり280万ポイント（280万株相当）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）の員数は、6名です。
- (注5) 監査役の金銭報酬の額は、1999年12月14日開催の第9回定時株主総会において年額5,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。
- (注6) 取締役会は、代表取締役グループ社長執行役員佐藤光紀氏に対し、各取締役の報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役グループ社長執行役員が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、報酬水準の妥当性を確認するため、独立社外取締役に對して評価の考え方や個人考課を含む業績評価を報告し、独立社外取締役の意見を参考に決定しております。

④ 社外役員に関する事項

イ) 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職	当社との関係
取締役	岡 島 悦 子	(株)プロノバ代表取締役社長	取引関係はありません。
		(株)丸井グループ社外取締役	取引関係はありません。
		ランサーズ(株)社外取締役	取引関係はありません。
		(株)ヤプリ社外取締役	取引関係はありません。
		(株)マネーフォワード社外取締役	取引関係はありません。
		(株)ユーグレナ取締役CHRO	取引関係はありません。
取締役	朝 倉 祐 介	シニフィアン(株)代表取締役	取引関係はありません。
取締役	石 川 善 樹	(株)キャンサースキャン取締役	取引関係はありません。
		(株)Campus for H 取締役	取引関係はありません。
		(株)ガイアックス社外取締役	取引関係はありません。
取締役	入 山 章 栄	早稲田大学ビジネススクール教授	取引関係はありません。
		ロート製薬(株)社外取締役	取引関係はありません。
		三桜工業(株)社外取締役	取引関係はありません。
取締役	高 岡 美 緒	DNX Ventures パートナー	取引関係はありません。
		HENNGE(株)社外取締役	取引関係はありません。
		(株)電通国際情報サービス社外取締役	取引関係はありません。
		(株)カヤック社外取締役 (監査等委員)	取引関係はありません。
監査役	毛 利 任 宏	重要な兼職はありません。	取引関係はありません。
監査役	古 島 守	弁護士法人トライデント代表社員	取引関係はありません。
		日本化学工業(株)社外取締役 (監査等委員)	取引関係はありません。
		(株)ビーロッド社外取締役 (監査等委員)	取引関係はありません。
		(株)セキュア社外監査役	取引関係はありません。
監査役	奥 山 健 志	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士	取引関係はありません。

□) 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	岡 島 悦 子	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に企業経営者としての経験と見識を活かした発言を行っております。また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名諮問委員会の委員として、意見等を適宜述べております。その他、月1回開催する、独立社外取締役を構成員とする定期的な会合（エグゼクティブ・セッション）において、当社グループの経営及び取締役会の活動並びに経営者の後継者育成計画等について情報交換及び認識共有を行っております。
取締役	朝 倉 祐 介	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に企業経営者、研究員及び投資家としての専門的見地から発言を行っております。また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名諮問委員会の委員として、意見等を適宜述べております。その他、月1回開催する、独立社外取締役を構成員とする定期的な会合（エグゼクティブ・セッション）において、当社グループの経営及び取締役会の活動並びに経営者の後継者育成計画等について情報交換及び認識共有を行っております。
取締役	石 川 善 樹	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に予防医学研究者及び行動科学に基づく手法を活用する企業の創業者としての専門的見地から発言を行っております。また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名諮問委員会の委員長として、取締役の指名について審議を主導し、委員会としての答申案をまとめております。その他、月1回開催する、独立社外取締役を構成員とする定期的な会合（エグゼクティブ・セッション）において、当社グループの経営及び取締役会の活動並びに経営者の後継者育成計画等について情報交換及び認識共有を行っております。
取締役	入 山 章 栄	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主にコンサルタントとしての業務経験及び経営戦略、グローバル経営を専門分野とする研究者としての専門的かつ豊富な経験・実績と幅広い見識を活かした発言を行っております。また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名諮問委員会の委員として、意見等を適宜述べております。その他、月1回開催する、独立社外取締役を構成員とする定期的な会合（エグゼクティブ・セッション）において、当社グループの経営及び取締役会の活動並びに経営者の後継者育成計画等について情報交換及び認識共有を行っております。

区分	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	高岡美緒	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に戦略投資、新規事業開発及びファイナンスの専門的かつ豊富な経験・実績と幅広い見識を活かした発言を行っております。また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名諮問委員会の委員として、意見等を適宜述べております。その他、月1回開催する、独立社外取締役を構成員とする定期的な会合（エグゼクティブ・セッション）において、当社グループの経営及び取締役会の活動並びに経営者の後継者育成計画等について情報交換及び認識共有を行っております。
監査役	毛利任宏	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に監査に関する幅広い見識と豊富な業務経験を活かした発言を行っております。その他、独立社外取締役を構成員とする定期的な会合（エグゼクティブ・セッション）に参加する等、社外役員間の連携及び情報交換を行っております。
監査役	古島守	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に公認会計士及び弁護士としての専門的見地から発言を行っております。その他、独立社外取締役を構成員とする定期的な会合（エグゼクティブ・セッション）に参加する等、社外役員間の連携及び情報交換を行っております。
監査役	奥山健志	当事業年度開催の取締役会の全て及び監査役会14回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。その他、独立社外取締役を構成員とする定期的な会合（エグゼクティブ・セッション）に参加する等、社外役員間の連携及び情報交換を行っております。

(4) 会計監査人の状況（2022年9月30日現在）

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2021年12月22日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

イ) 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

90,240千円

ロ) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

92,560千円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 当社及び子会社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務に係る助言・指導業務等を委託し、その対価を支払っています。

(注3) 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 責任限定契約の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

⑤ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の体制及び方針

(1) 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当につきましては、各事業年度の連結業績、財務体質の強化、今後のグループ事業戦略等を考慮して、親会社の所有者に帰属する当期利益に対する配当性向15%程度を目安とし、当社の分配可能額の範囲内で利益還元を実施してまいりたいと考えております。さらに、原則として1株当たり年間配当金の下限を2円と設定することで、業績の拡大に応じた適切な利益配分を基本としながら、配当の継続性・安定性にも配慮してまいります。また、内部留保金につきましては、成長性・収益性の高い事業分野への投資とともに、既存事業の効率化・活性化のための投資及び人材育成のための教育投資として活用してまいります。

さらに、自己株式の取得につきましては、資本効率の向上を通じて株主利益の増大を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき4.6円とさせていただきます。

(2) 業務の適正を確保するための体制

① 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ) 当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、当社グループ）は、当社を持株会社とし、当社子会社を事業会社とする持株会社体制を採用し、当社グループの経営管理機能と個別事業の執行機能を分離し、事業子会社への権限委譲と当社によるグループ事業への監督（モニタリング）機能を強化します。

ロ) 当社の事業子会社に対する経営管理機能は、当社の直接・間接の株主権の行使と、事業子会社との「グループ経営管理サービスに関する基本契約」に基づき、効果的、効率的に実施します。

ハ) 当社グループの取締役、グループ執行役員及び使用人（以下、役職員）の職務執行の効率性及び適正性の確保のために、当社グループ共通の規範、規程、指針等を整備します。

ニ) 事業の状況、決算の状況等当社グループの役職員の職務の執行に係る状況の当社取締役会又はグループ経営会議への報告体制を明確にするとともに、一定の重要な意思決定を行う場合には、当社取締役会又はグループ経営会議の事前承認を要するものとします。

ホ) 当社の内部監査室は、当社グループに対し、独立にして客観的な立場からのアシュアランス業務（監査・保証機能）及びコンサルティング業務（助言・指導機能）を提供し、当社グループ全体の業務の適正性の確保に関する状況を検討・評価します。

- ② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ) 当社グループの役職員は、法令、社会倫理の遵守が、当社グループが社会的責任を果たし、企業価値の向上、持続的成長をするための基本事項のひとつであることを認識し、当社グループのサステナビリティ活動を通じて実践します。
 - ロ) 当社グループの企業理念、行動規範には、法令、社会倫理の遵守を掲げ、当社グループの事業運営の基本方針とします。
 - ハ) 当社グループの取締役及びグループ執行役員は、法令・社会倫理の遵守を率先して実践・啓蒙します。
 - ニ) 取締役及びグループ執行役員は、取締役会規程、執行役員規程等の諸規程に基づき、職務執行に係る適切、明確な権限配分を行い、職務を執行します。
 - ホ) 取締役及びグループ執行役員は、法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、遅滞なく当社取締役会又はグループ経営会議に報告し、是正措置をとります。
 - ヘ) 当社グループの役職員に対し、定期的、継続的なコンプライアンス研修を実施するとともに、グループ社長執行役員直轄の内部監査室による当社グループの内部監査を行います。
 - ト) 当社グループの役職員からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報又は相談に適正に対応し、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンスを強化するため、社外の弁護士を直接の情報受領者とする内部通報窓口を設置しております。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ) 当社グループの情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本方針」を定め、法令及び情報セキュリティに関する各種の社内規程を整備し、当社グループとして共通の方針の下に、統合的、効果的に統括、管理するため、「セキュリティマネジメント室」を設置しております。
 - ロ) 当社グループの役職員の職務に関する各種の文書、帳票類等（電磁的記録を含む）は、法令及び文書管理規程に関する各種の社内規程を整備し、当社グループとして共通の方針の下に、統合的、効果的に管理、保存します。
 - ハ) 当社グループの個人情報については、「個人情報保護方針」を定め、法令及び個人情報セキュリティ規程に関する各種の社内規程を整備し、当社グループとして共通の方針の下に、統合的、効果的に管理します。
 - ニ) 当社グループの役職員の職務に関する各種の文書、帳票類等（電磁的記録を含む）は、取締役及び監査役が常時これらを読覧できる体制を整備します。

ホ) 上場会社株式に関するインサイダー情報については、「グループインサイダー取引防止規程」を整備し、当社グループとして共通の方針の下に、統合的、効果的に管理するとともに、情報開示担当部門へ適切な伝達を行います。

ヘ) 情報の保存及び管理を電磁的記録によって行う場合には、電子情報に与える脅威に関する最新の情報の収集に努め、可能な限り最新の保存、管理体制を構築します。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ) 当社グループの事業経営に影響を与える重要な事象を認識し、事業の発展成長を阻害するリスクを識別、分析、評価し、リスク回避、リスク低減、リスク移転等のリスク対応を実施するため、「グループリスクマネジメント規程」を整備し、当社グループとして共通の方針の下に、統合的、効果的に統括、管理する機関として、「グループリスクマネジメント委員会」を設置しております。

ロ) 当社グループの通常時のリスク管理は、事業子会社又は部門ごとにリスク評価とリスク対応を実施し、グループリスクマネジメント委員会は、事業子会社又は部門より報告を受けるとともに、グループのリスク管理を統括します。

ハ) 当社グループの緊急時のリスク管理は、グループ社長執行役員を本部長とする「危機管理対策本部」が統括します。

二) 当社グループ全体のリスク管理方針並びに経営戦略及びM&A等の戦略的な意思決定に係るリスクの評価、対応については、当社取締役会の専決事項とし、これらの経営判断を行う際に適切なリスク評価を行います。

ホ) リスクが顕在化した場合に、当社グループに重要な影響を与える可能性のある事象、予兆を、事前に当社取締役会が把握できるよう、当該事象、予兆に関する報告体制を整備します。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ) 当社取締役会は、法令・定款で定める事項及び重要な業務執行の決定を行い、その他の業務執行については、「取締役会規程」及び「決議・委任基準」に基づき、グループ執行役員に権限を委譲し、職務の執行の迅速性、効率性を確保します。

ロ) 当社グループ中で同一の指揮命令系統に属する複数の子会社グループについては、意思決定プロセスの迅速化、効率化を図るため、会社法における機関設計を取締役会非設置会社とし、当社取締役会又は中核となる子会社経営会議へ、情報を集約し、意思決定プロセスの一元化を図ります。

ハ) 取締役及びグループ執行役員は、当社取締役会で定めた中期経営方針・目標及び年次予算に基づき効率的な職務執行を行い、中期経営方針・目標及び年次予算の進捗状況については、当社取締役会又はグループ経営会議に報告し、必要な改善策を実施します。

二) 子会社が重要な意思決定を行う場合には、当社取締役会又はグループ経営会議による承認を要するものとし、当社と子会社間又は子会社間の事業活動や設備投資の重複を避け、効率的な資源配分となるようにします。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性確保に関する事項
- イ) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の依頼により配置します。
 - ロ) 監査役の職務を補助すべき使用人は、他の業務及び役職を兼務しません。
 - ハ) 監査役の職務を補助すべき使用人の人事考課、人事異動、懲戒等に関する事項については、他の使用人とは切り離して行い、監査役の同意を得て決定します。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ) 当社の監査役は当社取締役会、グループ経営会議その他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて役職員から説明を求めることができます。
 - ロ) 当社グループの役職員は、監査役が業務に関する報告を求めた場合及び議事録、稟議書、会計帳簿等の文書の閲覧を求めた場合には、迅速かつ適切に対応します。
 - ハ) 当社グループの役職員は、会社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実、事象を発見した場合には、速やかに監査役に対して報告します。
- 二) 当社グループの役職員が監査役に報告を行ったことを理由として、役職員に対して解任、解雇その他のいかなる不利益な取扱いも行わないための諸規程を整備し、周知徹底します。
- ホ) 内部監査室の実施した内部監査報告は、全て監査役会に報告します。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役職務の執行上必要と認める費用につき、あらかじめ予算に計上するとともに、監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じます。
- ⑨ 監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制
- イ) 当社の監査役が、グループ社長執行役員、社外取締役、会計監査人及び内部監査人との十分な意見交換を行う機会を確保します。
 - ロ) 当社の監査役が、必要に応じて当社グループ全体の効果的、効率的な監査が実施できるよう、法令に基づく子会社調査の他、当社と当社子会社との個別契約に基づき、当社に対する監査役監査と同等の監査が実施できる体制を整備します。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス及びリスク管理について

当社は、グループ全体のコンプライアンス及びリスク管理に関して、定期的にグループリスクマネジメント委員会を開催し、対応状況等の共有を行っております。

役職員に対しては、定期的にコンプライアンスに関する研修を実施することにより、意識の向上に取り組みました。また、グループ内部通報制度を設置し、全従業員に周知しております。

② 取締役の職務の執行について

取締役会は、社外取締役5名を含む取締役7名で構成されており、社外監査役3名を含む監査役4名も出席しております。当事業年度において、取締役会を14回開催しており、十分な議論を尽くして経営上の意思決定を行う等、職務の執行が法令及び定款に適合するよう徹底しております。

③ 監査役の職務の執行について

監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成されております。当事業年度においては、14回開催しており、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等が行われております。

また、監査役は、取締役会及びグループ経営会議を含む重要な会議への出席やグループ社長執行役員、会計監査人及び内部監査室と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視をしております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結財政状態計算書

(単位：千円)

科目	第32期 2022年9月30日現在	(ご参考) 第31期 2021年9月30日現在
資産		
流動資産		
現金及び現金同等物	21,340,076	16,899,990
営業債権	18,285,273	16,085,450
棚卸資産	103,154	119,530
その他の金融資産	98,953	12,941
その他の流動資産	757,815	333,622
流動資産合計	40,585,272	33,451,533
非流動資産		
有形固定資産	235,022	310,284
使用権資産	1,090,965	1,653,760
のれん	4,693,055	—
無形資産	525,138	67,290
持分法で会計処理されている投資	33,342,226	997,026
その他の金融資産	6,904,527	3,929,443
その他の非流動資産	24,244	32,646
繰延税金資産	1,330,663	1,569,185
非流動資産合計	48,145,841	8,559,635
資産合計	88,731,112	42,011,169

科目	第32期 2022年9月30日現在	(ご参考) 第31期 2021年9月30日現在
負債及び資本		
負債		
流動負債		
営業債務	16,891,357	14,043,615
その他の金融負債	4,910,042	2,549,116
未払法人所得税	557,879	1,024,502
その他の流動負債	2,847,110	2,711,491
流動負債合計	25,206,388	20,328,724
非流動負債		
その他の金融負債	531,226	3,082,067
引当金	159,063	155,090
繰延税金負債	80,366	—
非流動負債合計	770,655	3,237,157
負債合計	25,977,043	23,565,881
資本		
親会社の所有者に帰属する持分		
資本金	18,428,004	2,125,384
資本剰余金	25,309,728	3,901,272
自己株式	△575,707	△1,691,842
利益剰余金	19,671,818	14,322,283
その他の資本の構成要素	△128,588	△230,678
親会社の所有者に帰属する持分合計	62,705,254	18,426,419
非支配持分	48,815	18,869
資本合計	62,754,069	18,445,288
負債及び資本合計	88,731,112	42,011,169

(注) 記載金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結純損益計算書

(単位：千円)

科目	第32期	(ご参考) 第31期
	自 2021年10月1日 至 2022年9月30日	自 2020年10月1日 至 2021年9月30日
収益	28,818,924	21,383,875
売上原価	6,098,494	4,098,765
売上総利益	22,720,430	17,285,110
販売費及び一般管理費	17,057,829	13,744,932
その他の収益	23,332	395,197
その他の費用	246,044	285,329
営業利益	5,439,888	3,650,046
金融収益	2,069,190	251,246
金融費用	334,594	48,331
持分法による投資利益	1,066,228	57,756
税引前当期利益	8,240,713	3,910,716
法人所得税費用	2,490,040	1,303,827
当期利益	5,750,673	2,606,889
当期利益の帰属		
親会社の所有者	5,733,564	2,604,103
非支配持分	17,109	2,786
合計	5,750,673	2,606,889

(注) 記載金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

(ご参考) 連結包括利益計算書

(単位：千円)

科目	第32期	第31期
	自 2021年10月1日 至 2022年9月30日	自 2020年10月1日 至 2021年9月30日
当期利益	5,750,673	2,606,889
その他の包括利益		
純損益に組替調整されない項目		
その他の包括利益を通じて測定する		
金融資産の公正価値の純変動	25,055	8,301
純損益に組替調整される可能性がある項目		
在外営業活動体の換算差額	114,591	24,210
キャッシュ・フロー・ヘッジ	8,356	12,849
その他の包括利益合計 (税引後)	148,001	45,359
当期包括利益合計	5,898,674	2,652,248
当期包括利益の帰属		
親会社の所有者	5,881,565	2,649,462
非支配持分	17,109	2,786
当期包括利益	5,898,674	2,652,248

(注) 記載金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結持分変動計算書

第32期 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分					合計	非支配 持分	資本合計
	資本金	資本 剰余金	自己株式	利益 剰余金	その他の 資本の 構成要素			
2021年10月1日時点の残高	2,125,384	3,901,272	△1,691,842	14,322,283	△230,678	18,426,419	18,869	18,445,288
当期利益	-	-	-	5,733,564	-	5,733,564	17,109	5,750,673
その他の包括利益	-	-	-	-	148,001	148,001	-	148,001
当期包括利益合計	-	-	-	5,733,564	148,001	5,881,565	17,109	5,898,674
新株発行	16,302,620	16,161,638	-	-	-	32,464,257	-	32,464,257
剰余金の配当	-	-	-	△429,940	-	△429,940	-	△429,940
自己株式の取得	-	-	△26	-	-	△26	-	△26
子会社の支配獲得に伴う変動	-	5,102,147	1,116,161	-	-	6,218,308	14,902	6,233,210
その他	-	144,671	-	45,911	△45,911	144,671	△2,064	142,606
所有者との取引額等合計	16,302,620	21,408,456	1,116,135	△384,029	△45,911	38,397,270	12,838	38,410,107
2022年9月30日時点の残高	18,428,004	25,309,728	△575,707	19,671,818	△128,588	62,705,254	48,815	62,754,069

(ご参考) 第31期 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分					合計	非支配 持分	資本合計
	資本金	資本 剰余金	自己株式	利益 剰余金	その他の 資本の 構成要素			
2020年10月1日時点の残高	2,125,384	3,664,788	△1,691,842	11,971,086	△276,037	15,793,379	17,978	15,811,357
当期利益	-	-	-	2,604,103	-	2,604,103	2,786	2,606,889
その他の包括利益	-	-	-	-	45,359	45,359	-	45,359
当期包括利益合計	-	-	-	2,604,103	45,359	2,649,462	2,786	2,652,248
剰余金の配当	-	-	-	△252,906	-	△252,906	-	△252,906
その他	-	236,484	-	-	-	236,484	△1,895	234,589
所有者との取引額等合計	-	236,484	-	△252,906	-	△16,422	△1,895	△18,317
2021年9月30日時点の残高	2,125,384	3,901,272	△1,691,842	14,322,283	△230,678	18,426,419	18,869	18,445,288

(注) 記載金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第32期 2022年9月30日現在	科目	第32期 2022年9月30日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	10,893,718	流動負債	3,477,094
現金及び預金	8,855,641	1年内返済予定の長期借入金	2,000,000
売掛金	430,564	未払金	477,136
貯蔵品	936	未払費用	18,136
前払費用	224,588	未払法人税等	465,847
未収入金	1,009,782	預り金	17,447
関係会社短期貸付金	185,000	賞与引当金	42,572
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	210,000	役員株式給付引当金	444,018
その他	36,536	その他	11,935
貸倒引当金	△59,330	固定負債	3,558
固定資産	46,569,371	その他	3,558
有形固定資産	75,613	負債合計	3,480,652
建物	10,051	純資産の部	
工具、器具及び備品	59,004	株主資本	53,927,712
その他	6,557	資本金	18,428,003
無形固定資産	44,212	資本剰余金	24,125,671
ソフトウェア	43,585	資本準備金	18,836,552
その他	627	その他資本剰余金	5,289,119
投資その他の資産	46,449,544	利益剰余金	11,949,744
投資有価証券	4,646,130	利益準備金	70,867
関係会社株式	40,150,808	その他利益剰余金	11,878,877
敷金及び保証金	524,246	別途積立金	400,000
繰延税金資産	122,359	繰越利益剰余金	11,478,877
その他	1,006,000	自己株式	△575,706
資産合計	57,463,089	評価・換算差額等	54,724
		その他有価証券評価差額金	57,714
		繰延ヘッジ損益	△2,990
		純資産合計	53,982,437
		負債・純資産合計	57,463,089

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科目	第32期
	自 2021年10月1日 至 2022年9月30日
営業収益	5,494,812
営業費用	2,619,633
営業利益	2,875,179
営業外収益	2,103,918
受取利息	8,410
受取配当金	34,026
投資有価証券評価益	2,059,661
その他	1,820
営業外費用	614,956
支払利息	19,030
投資有価証券評価損	26,907
株式上場関連費用	12,611
支払手数料	353,204
株式交付費	203,202
その他	0
経常利益	4,364,140
特別利益	92,554
関係会社貸倒引当金戻入額	92,489
その他	65
特別損失	377,843
関係会社株式評価損	296,597
投資有価証券評価損	23,809
関係会社貸倒引当金繰入額	54,915
その他	2,521
税引前当期純利益	4,078,852
法人税、住民税及び事業税	453,784
法人税等調整額	△48,280
当期純利益	3,673,348

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第32期（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等				純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益		評価・ 換算 差額等 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計						
当期首残高	2,125,384	2,533,932	186,971	2,720,904	70,867	400,000	8,241,383	8,712,250	△1,691,841	11,866,696	6,227	△11,345	△5,118	11,861,578
事業年度中の変動額														
新株の発行	16,302,619	16,302,619	-	16,302,619	-	-	-	-	-	32,605,239	-	-	-	32,605,239
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△435,853	△435,853	-	△435,853	-	-	-	△435,853
当期純利益	-	-	-	-	-	-	3,673,348	3,673,348	-	3,673,348	-	-	-	3,673,348
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	△25	△25	-	-	-	△25
自己株式の処分	-	-	5,102,147	5,102,147	-	-	-	-	1,116,160	6,218,308	-	-	-	6,218,308
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51,487	8,355	59,842	59,842
事業年度中の変動額合計	16,302,619	16,302,619	5,102,147	21,404,767	-	-	3,237,494	3,237,494	1,116,134	42,061,016	51,487	8,355	59,842	42,120,859
当期末残高	18,428,003	18,836,552	5,289,119	24,125,671	70,867	400,000	11,478,877	11,949,744	△575,706	53,927,712	57,714	△2,990	54,724	53,982,437

（注）記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月15日

株式会社セプテーニ・ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丸田 健太郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林 健太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セプテーニ・ホールディングスの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社セプテーニ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月15日

株式会社セプテーニ・ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丸田 健太郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林 健太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セプテーニ・ホールディングスの2021年10月1日から2022年9月30日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段を活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、構築及び運用の状況を監視及び検証致しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、且つ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について、検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき重大な事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月22日

株式会社セプテーニ・ホールディングス 監査役会

常勤監査役	毛利任宏
監査役	古島守
監査役	奥山健志
監査役	伊瀬禎宣

(注) 常勤監査役毛利任宏、監査役古島守及び監査役奥山健志は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

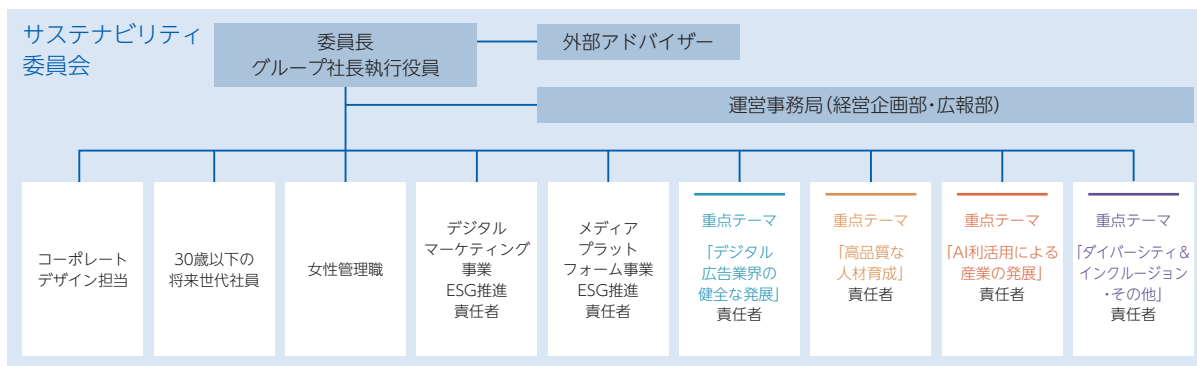
以上

1 サステナビリティ委員会の設置

セプテーニグループでは2016年にCSR委員会を組成、事業を通じて社会課題の解決に貢献すべく活動してまいりました。他方で、2021年6月のコーポレートガバナンス・コード改訂やESG投資の拡大、生活者の意識変化など、サステナビリティ課題・ESG課題への対応は、経営・事業における重要度を増しています。

これら社会の変化を踏まえ、2022年1月よりCSR委員会を改組し、取締役会の意思決定を支援する任意の諮問機関としてサステナビリティ委員会を設置いたしました。本委員会においては、サステナビリティ活動、及びサステナビリティに関するKPIの設定やデータ開示についての議論・検討を積極的に進めております。

委員会の構成員には30歳以下の将来世代社員、女性管理職などを迎えました。多様な視点を交えた議論を通じて、サステナビリティ活動におけるイノベティブな成果を創出することが狙いです。グループの持続的成長と企業価値の向上、マルチステークホルダーにとってのサステナビリティを目指し、活動しております。



2 サステナビリティピックアップ

◆Social 多様性を競争力に

ひとりひとりの強みが発揮される働き方を実現し、多様性を競争力に昇華するべく、ダイバーシティ&インクルージョンの取り組みを推進しています。

国内主要会社の女性管理職比率は2021年に22%となり、2018年の16.7%から堅調に推移しています。社内への啓発活動や、男女育児休業のスムーズな取得と復帰、ワーキングペアレンツの仕事と家庭の両立サポートなどの支援を通じて、2023年の女性管理職比率目標25%の達成を目指します。



またLGBTに関する継続的な活動が評価され、職場におけるセクシュアル・マイノリティに関する取り組みの指標である「PRIDE指標」で4年連続最高位の「GOLD」を取得しています。

◆Social デジタル広告業界の健全な発展

不適切な配信面に広告が配信されないよう配慮し広告主のブランドを守るブランドセーフティ、機械によるインプレッションの水増しなど、あらゆる不正（無効）トラフィックの検知と低減を目的に、各種ソリューションを提供するアドベリフィケーションの取り組みを推進しています。これらの活動が評価され、「アド fraud を含む無効配信の除外」と「広告掲載先品質に伴うブランドセーフティの確保」の両項目においてJICDAQより「品質認証事業者」として認証されました。



◆Environment GHG排出量の開示

脱炭素社会の実現に向けて、グループのGHG排出量について実態を把握し、統合報告書2021とコーポレートサイトに開示しております。2020年・2021年は、リモートワークへのシフトによって、社員の通勤や出張にかかるGHG排出量が大きく減少しました。今後も環境への負荷低減と事業活動の両立に向けて活動を推進していきます。

株主総会会場ご案内図

住友不動産新宿グランドタワー27階 当社カンファレンスルーム

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

交通

東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」

● 1番出口徒歩約3分 (.....)

都営大江戸線「都庁前駅」

● A5出口徒歩約6分 (.....)

JR線・京王線・小田急線「新宿駅」

西口徒歩約15分 (.....)

(各駅からビル1階入口までの所要時間)

開催場所が例年と異なりますので、
ご注意ください。

会場周辺のご案内

皆さまのスムーズなご来場のために、
会場周辺にて当社社員が誘導員として
ご案内しております。



新型コロナウイルス感染症拡大防止及び皆さまの安全・安心の観点から、極力事前の議決権行使をいただき、当日の来場はお控えいただくようお願い申し上げます。当社株主総会における感染防止策等の詳細は、当社ウェブサイトをご確認ください。
当社ウェブサイト：

<https://www.septeni-holdings.co.jp>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。